

請願第 3-2 号

防犯カメラ設置補助金交付申請に係る不正な手続きの調査と再発防止を求める請願書

1. 請願事項

平成 28 年～30 年に天美荘園親睦会東町会が行った防犯カメラ設置補助金交付申請について、不正の疑いがあるため調査を行うこと。また不正行為再発防止の方策を講じること。

2. 請願理由

天美荘園親睦会東町会(以下、「東町会」と略す)は平成 28 年～30 年に防犯カメラ 12 台を設置した。事業費合計は 5,414,580 円で、松原市は東町会に補助金を合計 2,400,000 円交付した。本年 4 月、町会長が交代し、調査したところ以下のことが判明した。

① 防犯カメラの請求書について、同一日付で金額の異なる 2 枚が見つかった。そのことから平成 28 年・29 年設置の 8 台は 507,060 円水増し請求された疑いがあり、水増し請求が事実だとすれば補助金 125,810 円を余計に交付したことになる。当時の町会長が市の補助金制度を悪用して、業務上横領を行った疑いもある。

② 平成 29 年・30 年の補助金交付申請のため役員会議議事録を提出しているが、役員会議は実際には開催されておらず、当時の町会長が役員宅へ署名・押印を求めに行ったものである。さらに 1 名の役員の署名・押印は本人が行ったものではない。これらの議事録は「松原市地域防犯カメラ設置及び維持管理事業補助金交付要綱」第 4 条の規定に反している。平成 29 年・30 年の申請手続きは不適正に行われた疑いがあり、補助金交付決定の根拠が揺らいでいる。

③ 当時の町会長は、防犯カメラの耐用年数は 5 年～10 年等の基本情報を町会員にほとんど知らせないまま、設置を行った。東町会が防犯カメラ 12 台設置により実質負担した金額は 3,014,580 円にものぼり、預金額は激減した。そのため耐用年数経過後の再設置は不可能である。防犯カメラ全台のメンテナンスは困難であり、補助金交付条件である「防犯カメラを 6 年間設置すること」さえ守れない恐れがある。継続して設置しなければ防犯カメラの役割を

